

## 監 査 公 表

### 津市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

平成17年3月25日

津市監査委員 岡 部 高 樹  
同 小 野 欽 市  
同 山 中 利 之

## 監 査 結 果 報 告 書

### 第1 監査執行者

津市監査委員 岡 部 高 樹  
同 小 野 欽 市  
同 山 中 利 之

### 第2 監査実施年月日及び監査対象

監査実施年月日	監 査 対 象
平成16年11月16日	<教育委員会事務局> 文化課、図書館、人権教育課
平成16年11月17日	生涯学習スポーツ課、学校教育推進課、教育総務課
平成16年11月24日	<教育委員会所管施設> (幼稚園)片田、神戸、北立誠 (小学校)安東 (中学校)西橋内
平成16年11月25日	(小学校)北立誠、一身田、大里、高野尾 (中学校)豊里
平成16年11月26日	<都市計画部> 港湾・海上アクセス課、街路公園課、津駅前北部 土地区画整理事務所

平成16年11月29日	建築指導課、都市計画課
平成16年12月17日	<教育委員会所管施設> (小学校) 敬和、養正、藤水、雲出 (中学校) 橋南
平成17年 1月20日	<市民生活部> リージョンプラザ、市民課、人権課、地域調整室 中央市民館、市民交流課、防災安全室、男女共同 参画室
平成17年 1月21日	高野尾支所、白塚支所、アストプラザ、櫛形支所 藤水支所
平成17年 1月25日	<サイエンスシティ推進部> 東京事務所
平成17年 1月31日	<環境部> 西部クリーンセンター、環境事業課、環境保全課 環境管理課
随時監査	
平成17年 1月12・13 日	街路公園課、排水課、下水道事業課所管に係る工 事 栗真海浜線道路改良工事 準用河川五六川改修工事 小森山第1汚水幹線ほか1線築造工事

### 第3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長及び担当職員の説明を聴取し、関係諸帳簿を調査して監査を実施した。

随時(工事)監査の実施に当たっては、平成16年度に施工の工事から抽出し、工事計画、設計、積算、施工及び監督業務について、それぞれの工事担当職員から説明を聴取するとともに、現場を実査した。

なお、工事の技術面に関しては、協同組合総合技術士連合に技術士の派遣を依頼し、指導及び助言の協力を得た。

### 第4 監査の着眼点

地方自治法第199条第1項の定期監査の実施に際しては、予算の執行は計画的、効率的に行われているか、またその手続は適切か、会計処理は法令

等に基づき行われているか、現金の取扱いは適切に行われているか、財産の管理は適切に行われているか、各種の帳簿、書類の記帳、保存等は適切に行われているかなどのほか、事務処理は効率的、効果的に行われ、改善すべきところはないかなどを基本的事項とした。

また、地方自治法第199条第2項の行政監査については、「津市行財政改革大綱」で、補助金の見直しの必要性が打ち出されているなか、市町村合併を控え、補助金事務の適正な執行に資するため、テーマを「補助金の交付事務について」とした。

なお、その実施に当たっては、市単独財源により交付された50万円以上の交付団体ごとの補助金とし、補助金交付要綱等の整備状況及び交付事務手続きなどについて、補助金交付事務を所管している各課等から報告を求め、要綱等は適切に作成されているか、補助金の交付申請、交付決定、実績報告、交付請求、支払いなどの各手続について、その時期は適切か、提出書類等に不備はないかを主な着眼点として検証した。

## 第5 監査の結果

所管する事務事業の推進に当たっては、各分野において努力が払われており、各種の事務は法令、規程等の定めるところに従いおおむね適正に執行されているものと認められた。

全般的には事務処理、財政運営について良とするも、一部において後述するように事務処理の不備（帳簿・書類等の不備、文書の不整備等）が見受けられたので、積極的に対処するよう指導した。また、監査時に気づいた軽易な事項については、その都度口頭で指導した。

各課等の監査の結果の概要は、次に述べるとおりである。

### <教育委員会事務局>

#### ・文化課

##### (1) 定期監査

##### ア 指導事項

特に述べることはない。

##### イ 所見

当課は、文化芸術の振興、歴史郷土資料の調査研究・収集、文化財の保護、顕彰及び啓発、文化的環境づくりや文化の掘り起こし等、地域文化の振興に努められている。

平成16年9月には、ニューヨーク・パブリック・ライブラリー所蔵の

「津八幡宮祭礼絵巻」を中心とした「まつり・祭・津まつり」展を市民団体等との協働事業として、1ヶ月間にわたり三重県立美術館において開催されたところである。

本展では、江戸時代の華やかなまつり文化や町人文化の一端を紹介するとともに、津の持つ豊かな文化を全国に発信され、小学生や中学生が授業の一環として見学するなど、総数12,153人が入場されている。

また、歴史街道事業においては、一身田寺内町の歴史や文化財を生かした「歴史まるごと体験塾」を小学生を対象に昨年に引き続き実施されるとともに、市指定文化財阿部家住宅の修理完成に伴い、記念講演会や子ども茶道発表会等を実施されるなど、街道の魅力を高める事業を展開されている。

今後においても計画的な地域文化の振興に取り組みたい。

## (2) 行政監査

### ア 対象とした補助金

該当なし。

## ・図書館

### (1) 定期監査

#### ア 指導事項

特に述べることはない。

#### イ 所見

図書館は、新刊図書や郷土資料及び行政資料の整備、多様な視聴覚資料の収集を通じて、図書館資料の充実を図るとともに、図書館情報システムの更改に伴い、2階レファレンス室にインターネット閲覧が可能な端末を3台設置し、図書館ホームページを見直され、利用者へのサービスに取り組まれている。

また、子ども読書振興のため、図書館司書による学校支援や乳幼児向けのおはなし会の更なる充実に期待するものである。

今後においても利用者のニーズを的確に把握し、図書館サービスの一層の向上に努められたい。

## (2) 行政監査

### ア 対象とした補助金

該当なし。

## ・人権教育課

### (1) 定期監査

#### ア 指導事項

特に述べることはない。

## イ 所 見

当課においては、「津市人権教育基本方針」に基づき、人権感覚あふれる学校・園づくり、人権尊重の地域づくりの実現を目指し、学校における人権教育の推進、啓発活動及び広報活動の推進を主な業務として取り組まれている。

学校教育や地域における社会教育を通して、すべての人が人権問題について正しく理解し、あらゆる場面で人権が尊重される学校づくり・地域づくりの実現に向けて努力されている。

今後においても、これまでの取り組みの成果を十分に生かしながら、人権教育の総合的な推進を図られたい。

## (2) 行政監査

### ア 対象とした補助金

- ・津市人権教育研究会補助金

## イ 所 見

### (ア) 補助金交付要綱等の整備状況について

交付要綱等が作成されておらず、補助金の適切な交付事務を執行するため、交付要綱等を作成されたい。

### (イ) 補助金の交付申請、交付決定等の時期について

特に述べることはない。

### (ウ) 補助金の交付申請、実績報告等の提出書類について

適切に処理されていた。

### (エ) その他

特に述べることはない。

## ・生涯学習スポーツ課

### (1) 定期監査

#### ア 指導事項

放課後児童クラブ運営補助金において、支出科目など収支計算書の記載方法が統一されていなかったため、統一するよう指導した。

## イ 所 見

当課は、生涯学習振興、スポーツ振興、青少年の健全育成、公民館等の各事業の総合的な推進に努められている。

生涯学習の振興のため、生涯学習情報バンク登録制度や生涯学習支援ボランティア制度を実施し、生涯学習関連情報の提供に取り組まれているところであるが、より活用されるよう制度の周知に努められたい。

スポーツ振興にあつては、市民体育大会などの開催や年代のニーズに合わせたスポーツ・レクリエーションの教室が開催されているところである。

今後とも、市民が健康で充実した生活と地域コミュニケーションの促進につながるよう市民のライフスタイルに合わせたスポーツ・レクリエーションの振興に努められたい。

また、公民館やスポーツ施設など多くの施設を管理されているが、その多くが老朽化しているため、利用者の安全確保のためにも耐震補強など計画的な改修に取り組まれたい。

## (2) 行政監査

### ア 対象とした補助金

- ・津市社会教育振興会補助金
- ・津市PTA連合会事業補助金
- ・津市婦人会連絡協議会事業補助金
- ・津市子ども会育成者連絡協議会補助金
- ・津市青少年育成市民会議活動事業補助金
- ・ヨット教室補助金
- ・伊勢湾海洋スポーツセンター補助金
- ・三重県武道振興会補助金
- ・津市体育協会補助金
- ・スポーツ少年団補助金
- ・みえスポーツフェスティバル振興補助金
- ・第40回津シティマラソン補助金

### イ 所見

#### (ア) 補助金交付要綱等の整備状況について

交付要綱等が作成されておらず、補助金の適切な交付事務を執行するため、交付要綱等を作成されたい。

#### (イ) 補助金の交付申請、交付決定等の時期について

特に述べることはない。

#### (ウ) 補助金の交付申請、実績報告等の提出書類について

適切に処理されていた。

#### (エ) その他

市町村合併を控え、各市町村の類似の補助金又は独自の補助金について精査の上、整理されるよう望むものである。

## ・学校教育推進課

### (1) 定期監査

## ア 指導事項

特に述べることはない。

## イ 所 見

当課は教育改革推進、学務、健康教育などの教育現場の多岐にわたる事務を分掌している。

教育改革推進にあっては、「確かな学力」の向上、「生きる力」の育成を目指し、積極的に取り組まれているところである。

平成16年6月に小中一貫教育特区の認定を受け、小中学校における一貫した教育カリキュラムによる基礎学力の向上と児童生徒の交流促進を目指す教育システムの構築が図られており、今後の「新しい学校づくり」の研究に期待するものである。

健康教育については、子どもの発達段階に配慮した健康教育年間指導計画をもとに進められ、新たに学校保健推進委員会を設置し医師、PTA代表等との連携のもと、地域を巻き込んだ取り組みを推進されている。今後も継続的な指導を進められ子どもの健康づくりに努められたい。

通学区域制度については、「指定校変更許可基準等」の弾力的な運用に努められるとともに、新市においても隣接学区に係る距離等の基準など望ましい通学区域のあり方について研究されたい。

## (2) 行政監査

### ア 対象とした補助金

- ・津市学校給食研究事業補助金
- ・津市学校給食保存食事業補助金
- ・津市中学校体育連盟選手派遣補助金
- ・クラブ活動振興補助金

## イ 所 見

### (ア) 補助金交付要綱等の整備状況について

適正に整備されていた。

### (イ) 補助金の交付申請、交付決定等の時期について

特に述べることはない。

### (ウ) 補助金の交付申請、実績報告等の提出書類について

適切に処理されていた。

### (エ) その他

市町村合併を控え、各市町村の類似の補助金又は独自の補助金について精査の上、整理されるよう望むものである。

・教育総務課

## (1) 定期監査

### ア 指導事項

特に述べることはない。

### イ 所見

当課は、教育委員会を総括する課として、教育政策、学校・幼稚園の予算執行に伴う経理事務と備品管理の総括指導、学校施設の維持管理などの事務を分掌している。

教育委員会の会議については、「開かれた教育委員会」を目指し、公開教育委員会の開催や教育に係る計画づくりへの市民参画などの取組みが進められている。平成16年度における第1回目の会議の公開は、幅広い市民の参加を期待し土曜日に実施され成果を上げられている。

今後、市民に理解を深めていただくための事業に取り組まれることを期待する。

教育研究については、児童の教科の学力や「生きる力」の定着状況、また、教職員、保護者の意識調査等の「確かな学力向上のための総合調査」を実施されたところであるが、それらの結果を今後の支援策等に反映させ教育施策に生かされたい。

学校・園舎の施設整備にあっては、市町村合併も視野にいれ児童生徒が安心して学べる教育環境を整備するため、耐震補強事業や大規模改造事業に取り組まれているところである。引き続き安全・安心の確保を最優先に施設環境の向上に努められたい。

## (2) 行政監査

### ア 対象とした補助金

- ・津市私立高等学校教育振興補助金
- ・津市私立幼稚園協会補助金
- ・津市私立幼稚園園児保護者補助金

### イ 所見

#### (ア) 補助金交付要綱等の整備状況について

適正に整備されていた。

#### (イ) 補助金の交付申請、交付決定等の時期について

特に述べることはない。

#### (ウ) 補助金の交付申請、実績報告等の提出書類について

適切に処理されていた。

#### (I) その他

市町村合併を控え各市町村の類似の補助金又は独自の補助金について

精査の上、整理されるよう望むものである。

<教育委員会所管施設>

・幼稚園、小学校、中学校

(1) 定期監査

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

各学校においては、地域と一体となった開かれた学校づくりを推進するため、校長のリーダーシップのもと学校運営や教育活動の改善が図られているところである。

幼稚園においては、幼稚園教員が小学校へ派遣研修をすることによって、幼稚園と小学校の教員が子どもに対する共通の理解を深められ、相互の教育活動の充実に努められているところである。

中学校においては、地域のさまざまな職場を体験することで、働くことのきびしさや苦労、喜びなどを体験し、生き方を考えるために、職場体験学習を実施されているところである。

一方、いじめや暴力行為、不登校の問題については、「スクールカウンセラー」「心さわやか相談員」を配置するなど積極的に取り組まれているが、今後とも早期発見、早期対応ができる体制の強化に努められたい。

また、学校の安全管理については、「学校危機管理マニュアル」を定期的に見直すとともに、来訪者への声かけなど安全対策を徹底しながら、警察など関係機関との連帯強化による安全教育の充実に努められ、引き続き子どもの安全確保に努力されたい。

今後は、3年間の教育改革の成果や課題を踏まえながら、更に学校教育推進計画のもと施策の充実を図られることを望むものである。

(2) 行政監査

ア 対象とした補助金

該当なし。

<都市計画部>

・港湾・海上アクセス課

(1) 定期監査

ア 指導事項

工事監督員の業務日誌が整理されていなかったもので、適切に行うよう指導した。

イ 所見

当課においては、中部国際空港への海上アクセス推進事業、津松阪港（津港区）の港湾施設の整備、津市伊勢湾ヘリポートの管理及び運営に関することなどを分掌している。

海上アクセス事業の推進については、海上アクセス拠点として、贄崎地区での港湾整備が三重県とともに進められ、本年2月に開港したところである。

今後とも、本市の一層の活性化に活かされるよう、引き続き贄崎地区における親水型海浜公園、マリーナなど魅力ある施設整備の実現を図り、その利用を通じて、海を日常生活に一層取り込み、海に開かれたまちづくりを進められたい。

## (2) 行政監査

### ア 対象とした補助金

- ・津市津港区振興事業補助金

### イ 所 見

#### (ア) 補助金交付要綱等の整備状況について

適正に整備されていた。

#### (イ) 補助金の交付申請、交付決定等の時期について

特に述べることはない。

#### (ウ) 補助金の交付申請、実績報告等の提出書類について

適切に処理されていた。

#### (エ) その他

特に述べることはない。

## ・街路公園課

### (1) 定期監査

#### ア 指導事項

特に述べることはない。

### イ 所 見

当課においては、都市計画事業における街路及び公園並びに緑化推進に関することなどを分掌している。

街路事業については、栗真海浜線道路改良工事、上浜元町線費用便益分析業務委託などを実施され事業の推進を図られている。栗真海浜線については、平成17年度末の供用開始を目指し事業が進められ、また、上浜元町線については、平成17年度から事業着手するにあたり事業認可等のため、費用便益分析業務の委託をされているところである。今後とも事業の推進に当たっては、地元住民、地権者等の理解を得て円滑に事業が進めら

れるよう望むものである。

公園事業については、本年度において、223箇所の公園の除草、清掃等日常的な維持管理を自治会に委託され、地域づくりの一貫として地域に密着した公園づくりが進められていることを評価するものである。また、白塚海浜公園が多目的広場を備えた公園としてオープンし、地域のふれあいと憩いの場として好評を得ている。今後とも良好な維持管理に取り組み、住民の憩いの場所づくりに努められたい。

緑化推進については、新築家屋記念樹配付事業に加え、新たに生垣緑化用苗木配付事業を実施され緑化意識の普及が図られている。

(2) 行政監査

ア 対象とした補助金

該当なし。

・津駅前北部土地区画整理事務所

(1) 定期監査

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

当事務所においては、平成8年3月14日の事業認可(公告)に基づく津駅前北部土地区画整理事業の換地計画及び換地処分並びに土地、建築物等に係る補償及び移転等に関することなどを分掌している。

津駅前北部土地区画整理事業については、移転対象物232戸のうち90戸が移転完了となり、残戸数は、142戸(平成16年11月1日現在)となっている。現在、平成14年2月の仮換地指定に伴う「仮換地指定処分取消請求事件」が、7名の地権者から津地方裁判所に提訴されているが、今後とも、地権者の理解が得られるよう誠意ある対応に努められ、良好な都市環境が形成される事業の推進を望むものである。

なお、津駅前第二土地区画整理事業に係る清算事務については、平成15年度中に清算金の徴収事務も完了し、当該事業は平成16年3月31日をもって完了した。職員の労を評価するものである。

(2) 行政監査

ア 対象とした補助金

該当なし。

・建築指導課

(1) 定期監査

ア 指導事項

特に述べることはない。

## イ 所 見

当課においては、建築基準法に基づく確認、許可、認定、検査並びに違反建築物に対する監視及び措置、建築物等に係る防災上の調査及び指導に関することなどを分掌している。

建築確認業務については、平成15年度の確認申請件数は620件、完了検査は528件であった。現在、民間の指定確認検査機関において建築確認業務ができるようになってきていることから、各機関に対し適確な指導、指示を行うとともに、連携を図り適正な業務推進に努められたい。

建築物の防災対策については、不特定多数の人が利用する特殊建築物について、防災安全上に関する防災査察を消防部局と連携して行うとともに、耐震診断等の啓発が行われている。災害の防止、軽減を図るため引き続き取り組まれたい。

なお、新潟県中越地震被災地に震災建築物応急危険度判定士を派遣し、危険度判定業務に携わられたことを評価する。

今後、市町村合併に伴って、現在、三重県津地方県民局津建設部が行っている津市を除く9市町村に係る建築確認等の業務は、すべて新市に引き継がれるため、事務量の増大が見込まれることから、その体制には万全を期するよう望むものである。

## (2) 行政監査

### ア 対象とした補助金

該当なし。

## ・都市計画課

### (1) 定期監査

#### ア 指導事項

特に述べることはない。

## イ 所 見

当課においては、都市計画法に基づき、都市計画の決定及び変更、開発行為等の計画の指導、審査及び協議、市街地再開発事業に関することなどを分掌している。

津駅前北部地区市街地再開発事業（A - 2、B、Cの各地区）においては、引き続き事業化に向けて努力されたい。

都市計画決定後数十年を経過しても施行されない都市計画道路については、土地利用の長期的な展望も踏まえた中で見直しなどの検討が求められるところである。

また、海の玄関口である津なぎさまちの整備も進んでおり、津インターチェンジ周辺地区における新市街地の形成に向けて努力されたい。

なお、合併に伴い、都市計画区域外の地域ができることになるが、今後、土地利用のあり方について研究されることを望むものである。

(2) 行政監査

ア 対象とした補助金

該当なし。

< 市民生活部 >

・ リージョンプラザ

(1) 定期監査

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

当プラザにおいては、お城ホール及び展示室・会議施設の管理運営、使用許可並びに使用料の徴収に関することを分掌している。

お城ホールの利用率は、周辺各市町村に類似施設が開館されているため、利用率の減少傾向は危惧されるものの、依然として高い利用率（平成16年12月31日現在80%）を維持している。

また、当プラザは開館後17年以上経過していることから、本年度に大規模改修工事3ヶ年計画を作成されており、年次計画に基づき改修と設備備品の更新が実施できるよう努力されたい。

(2) 行政監査

ア 対象とした補助金

該当なし。

・ 市民課

(1) 定期監査

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

当課においては、戸籍事務、住民基本台帳事務、外国人登録事務、印鑑登録証明事務及び斎場に関するなどを分掌している。

住民基本台帳については、平成15年8月より住民基本台帳ネットワークシステム第2次サービスが稼働され事務の効率化が図られたところであるが、引き続き各種証明書の迅速かつ正確な発行処理に努め、市民サービスの向上に取り組まれているところである。

さらに、戸籍事務、住民基本台帳事務とも市町村合併に向けて調整を図り、円滑に進むよう努力されたい。

斎場については、建設から32年が経過し老朽化が進んでいることから、市町村合併を契機に斎場の建設計画の検討を図られたい。

## (2) 行政監査

### ア 対象とした補助金

- ・津市斎場等周辺地区環境保全事業補助金

### イ 所見

#### (ア) 補助金交付要綱等の整備状況について

適正に整備されていた。

#### (イ) 補助金の交付申請、交付決定等の時期について

特に述べることはない。

#### (ウ) 補助金の交付申請、実績報告等の提出書類について

適切に処理されていた。

#### (エ) その他

特に述べることはない。

## ・人権課、地域調整室、中央市民館

### (1) 定期監査

#### ア 指導事項

備品台帳において、現在使用されていない物については整理されるよう指導した。

#### イ 所見

人権課においては、人権施策の推進、平和に係る事業の推進に関することなどを分掌している。

人権施策の推進については、「人権が尊重される津市をつくる条例」に基づき、平成12年度に作成した「津市人権施策推進プラン」のもと、啓発事業を中心とした人権施策を展開しているところである。今後も引き続き、各職場に配置された人権施策推進員が中心となり、プランの進行管理に努められたい。

地域調整室においては、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」失効後の地方改善事業と地域課題の解決を図るための調整事務に関することなどを分掌している。

今後においても、地域課題の解決を図るため関係機関との連絡調整に努められたい。

中央市民館においては、櫛形市民館、長谷山市民館、雲出市民館を所管

しており、市民の健全な文化生活を育成し、地域福祉の増進を図るために各種事業を実施している。

各館とも引き続き、地域福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、各種事業の推進に取り組みたい。

## (2) 行政監査

### ア 対象とした補助金

- ・津平和のための戦争展事業補助金
- ・人権擁護事業補助金
- ・津市人権・同和問題事業等補助金

### イ 所 見

#### (ア) 補助金交付要綱等の整備状況について

交付要綱等が一部作成されておらず、補助金の適切な交付事務を執行するため、交付要綱等を作成されたい。

#### (イ) 補助金の交付申請、交付決定等の時期について

特に述べることはない。

#### (ウ) 補助金の交付申請、実績報告等の提出書類について

適切に処理されていた。

#### (エ) その他

特に述べることはない。

- ・市民交流課、防災安全室、男女共同参画室

## (1) 定期監査

### ア 指導事項

本来、出張命令で処理すべきものが、外出簿で処理されていたので、適正に処理するよう指導した。

地区自治会活動補助金の実績報告書の事業評価において、画一的な記載が見受けられたので、個々に具体的な事業評価を記載するよう指導した。

### イ 所 見

市民交流課においては、自治会との連絡調整、市民相談など市民に開かれた身近な窓口としての事務のほか、市民活動の促進、コミュニティ施設の管理、国際交流、都市間交流に関することなどを分掌している。

市民活動センターについては、平成16年12月末現在、約230団体が登録されるなど市民団体の活動と交流に大きな役割を果たしているところであるが、今後とも情報の提供、運営面での助言などの支援を通じて、より活発に活動できるよう望むものである。

国際交流・都市間交流については、各都市との相互理解を深め、住民同

士の交流等、地域の活性化に寄与しているところであるが、合併を見据え、交流事業の見直しをされるとともに、より幅広く市民レベルの交流ができるよう、市民参加に対する基準作りに取り組みたい。

防災安全室においては、地域防災計画、災害救助業務の総括などの防災対策のほか、交通安全対策、放置自転車対策に関するなどを分掌している。昨年9月の台風21号による大雨で、本市においても大きな被害が発生したところであるが、今回の反省点、教訓を生かした災害対策本部の在り方について、十分に検討されたい。

また、本市は「東南海・南海地震に係る地域防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく推進地域に指定されたところであるが、今後においては、避難所の耐震補強工事を計画的に進められるとともに、更なる防災対策の強化に努められたい。

放置自転車対策については、津新町駅周辺での放置自転車が目立つことから、新たな駐車スペースの確保に努力され、自転車等の放置禁止区域に指定できるよう望むものである。

男女共同参画室においては、男女共同参画社会の形成の促進に関することを分掌している。

「津市男女共同参画基本計画」の諸施策を着実に推進するため、平成17年度までを計画期間とした「津市男女共同参画基本計画前期実施計画」を基に、各事業における進捗状況の調査を行い、進行管理に努められているところである。

今後とも、男女共同参画に対する意識づくりと意識の高揚を図るための諸事業が積極的に展開されることを望むものである。

また、本年11月には、全国男女共同参画宣言都市サミットが本市において開催される予定であるが、本市の取り組みについて、全国に発信されることを期待するものである。

## (2) 行政監査

### ア 対象とした補助金

- ・津市自治会連合会活動補助金
- ・津市集会所建築等補助金
- ・津市防犯協会補助金
- ・都市間交流事業補助金
- ・津市国際交流協会補助金
- ・津市国際交流ボランティア活動補助金
- ・津市交通安全父母の会連絡協議会活動補助金

## イ 所 見

### (ア) 補助金交付要綱等の整備状況について

交付要綱等が一部作成されておらず、補助金の適切な交付事務を執行するため、交付要綱等を作成されたい。

### (イ) 補助金の交付申請、交付決定等の時期について

特に述べることはない。

### (ウ) 補助金の交付申請、実績報告等の提出書類について

適切に処理されていた。

### (I) その他

市町村合併を控え、各市町村の類似の補助金又は独自の補助金について精査の上、整理されるよう望むものである。

## ・支所(高野尾、白塚、櫛形、藤水)

### (1) 定期監査

#### ア 指導事項

特に述べることはない。

## イ 所 見

支所においては、戸籍及び住民基本台帳の受付処理に関することなどを分掌している。

証明手数料など現金出納事務を中心として監査を実施したところ、各支所ともおおむね適正に処理されていた。今後とも、的確な事務処理に努められるとともに、地域の情報収集、情報発信の窓口として、地域住民の利便に寄与し、その役割を果たされるよう望むものである。

### (2) 行政監査

#### ア 対象とした補助金

該当なし。

## ・アストプラザ

### (1) 定期監査

#### ア 指導事項

特に述べることはない。

## イ 所 見

当プラザにおいては、施設の維持管理及び使用許可をはじめ、住民サービス窓口として戸籍、住民票、税などに関する証明書の交付、印鑑登録や住民基本台帳に係る届出に関することなどを分掌している。

行政窓口は、平日は午後 8 時まで、土曜日、日曜日及び祝日は午後 5 時まで開設して、住民サービスに努められている。また、年末年始の 1 2 月

29日から1月2日までを除き年間360日開館されている。

職員の勤務体制は、4週8休制で交代制の勤務となっており、ローテーションに苦慮されているところであるが、再任用職員の活用などで勤務体系の見直しに向けた取り組みを検討されたい。

今後においても、住民等の利便性に配慮され、サービス窓口として、住民サービスの向上に努められたい。

(2) 行政監査

ア 対象とした補助金

該当なし。

<サイエンスシティ推進部>

・東京事務所

(1) 定期監査

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

当事務所においては、首都圏における中勢北部サイエンスシティ事業に係る企業の誘致に関することを分掌している。

企業誘致に当たっては、企業関係者との交流による最新情報の収集や、県東京事務所の県企業立地室東京企業誘致グループ、金融機関等の支援を得ながら、積極的に誘致活動を進められている。

今後とも、首都圏での地の利を生かした情報の受発信や企業訪問に取り組み、特に成長産業として期待される液晶関連企業、メディカル関連企業等の分野を対象に本庁との連携のもと、津市やサイエンスシティ事業のPRに努められ企業の早期立地が図られることを望むものである。

(2) 行政監査

ア 対象とした補助金

該当なし。

<環境部>

・西部クリーンセンター

(1) 定期監査

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

当センターにおいては、可燃ごみの搬入に係る受付及び指導、ごみの焼却に関することなどを分掌している。

可燃ごみの搬入に当たっては、ごみ分別に係る指導を継続して行われ、成果を上げている。引き続き適正な分別についての指導をされ、ごみの減量化に取り組まれない。

ごみの焼却処理に当たっては、整備された施設で、ダイオキシン類をはじめ、有害物質を低減させるとともに、発電設備の導入によりごみの焼却熱を発電にリサイクルし、施設内の電力活用のほか電力会社へ売電され市財政及び地球温暖化対策に貢献している。

また、焼却灰については、廃棄物処理センター（四日市市小山町）に搬送し熔融処理により処分されている。今後とも維持管理面での綿密な保守点検等を実施され適正な運転による安定的かつ衛生的な焼却処理に努められたい。

ダイオキシン類調査については、引き続き大気、水質、土壌、及び排ガス調査を実施され、環境中のダイオキシン類濃度の実態を把握しセンター周辺の環境保全を図られたい。

## (2) 行政監査

### ア 対象とした補助金

該当なし。

## ・環境事業課

### (1) 定期監査

#### ア 指導事項

特に述べることはない。

#### イ 所見

当課においては、ごみの収集に関すること、ごみの分別の指導に関することなどを分掌している。

一般家庭から排出される家庭系ごみについては、ステーション方式により7種13分別による収集を行っている。

ごみの収集に当たっては、リサイクル資源の収集及びごみ袋の透明・半透明化を実施し、併せて分別や排出の啓発のチラシを各世帯に配付、また、ごみダイエット塾の開催などにより、ごみ出しモラルの徹底、ごみ減量化等と呼ばれかけられ大きな成果を上げられている。引き続き分別収集への啓発を図り、ごみ問題に対する住民意識の向上に努められたい。

また、平成16年4月からは、プラスチック類の分別を細分化し、収集回数を月2回から週1回に増加されるとともに、リサイクル資源の収集業務を民間業者に委託し、効率的なごみの収集に努められている。今後においても、職員の健康管理・安全対策に充分留意され、地域住民の協力を得

ながらごみの減量化に積極的に取り組まれない。

(2) 行政監査

ア 対象とした補助金

該当なし。

・環境保全課

(1) 定期監査

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所 見

当課においては、住民の身近な生活環境の保全に係る総合的な計画及び調整、公害防止、大気、水質、騒音等の環境調査並びにISO14001に関することなどを分掌している。

津市環境基本計画に基づき、津市地球温暖化対策実行計画の推進、住宅用太陽光発電システム設置費補助事業等の施策を展開するとともに、環境学習の一環として、環境フェアや自然観察会等を開催するなど、環境保全に関する学習の推進に取り組まれているところである。

ISO14001については、平成14年度に本庁舎と事務関係の施設を中心とした17実行部門が認証取得し、引き続き平成15年度に競艇事業部、三重短期大学、消防本部・消防署、西部クリーンセンター、中央浄化センター及び各小・中学校等が拡大認証取得され、平成16年度においては市民版ISOを作成し、市民や事業所への環境活動の普及に取り組まれているところである。

また、生活環境を保全するため、大気、水質、騒音、振動等の環境調査を実施されるとともに、環境保全協定を締結している工場や産業廃棄物処理施設については、立入調査、排出水等の監視、指導に努められているが、引き続き監視・指導の強化を図られたい。

(2) 行政監査

ア 対象とした補助金

- ・津市共同汚水処理施設修繕工事補助金

イ 所 見

(ア) 補助金交付要綱等の整備状況について

適正に整備されていた。

(イ) 補助金の交付申請、交付決定等の時期について

特に述べることはない。

(ウ) 補助金の交付申請、実績報告等の提出書類について

適切に処理されていた。

(I) その他

特に述べることはない。

・環境管理課

(1) 定期監査

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

当課においては、廃棄物の処理に係る総合調整、一般廃棄物の処理計画、一般廃棄物処理施設に係る調査研究に関することなどを分掌している。

大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動により、廃棄物の増大と質の多様化など、その処理・処分をすることに伴い環境に与える負荷が大きくなってきていることから、持続可能な循環型社会の形成に向けて取り組まれているところである。

平成16年4月よりプラスチックを「容器包装プラスチック類」と「その他プラスチック類」の2種類に分別し収集を行い、容器包装プラスチック類については、リサイクルプラザで圧縮梱包を行い、資源としての再利用に取り組まれるとともに、リサイクル資源の収集については、津市合理化事業計画に基づき民間業者に委託し、効率的なごみの収集に努められている。

また、平成19年1月末日で、し尿及び浄化槽汚泥の海洋投入処分が禁止となり、衛生中継所へ搬入していた分も含めて、「安芸、津衛生センター」で陸上処理をされることから、施設改修については、関係機関と協議の上、早急に進められたい。

(2) 行政監査

ア 対象とした補助金

- ・津市公衆浴場組合補助金
- ・津衛生事業協同組合補助金

イ 所見

(ア) 補助金交付要綱等の整備状況について

適正に整備されていた。

(イ) 補助金の交付申請、交付決定等の時期について

特に述べることはない。

(ウ) 補助金の交付申請、実績報告等の提出書類について

適切に処理されていた。

(I) その他

特に述べることはない。

随時監査

・工事監査

1 技術調査対象工事名称

- A 平成16年度街路補第3号 栗真海浜線道路改良工事
- B 平成16年度河改国補第1号 準用河川五六川改修工事
- C 平成15年度公下補第53号 小森山第1汚水幹線ほか1線築造工事

2 調査実施日

平成17年1月12日(水)・13日(木)

3 調査場所

監査事務局及び当該工事現場

4 総合所見

工事の関係書類の提示を求め、各工事の計画・調査・設計・仕様・積算・契約・施工管理・監理(監督)・試験・検査等の各段階における技術的事項の実施態様について関係者に質疑し、回答を求め、検分・吟味を行った。

市の工事関係書類はよく整理ができていた。請負業者の工事関係書類は、工事の進捗に合わせて整理ができていた。

技術調査の結果は、総括的におおむね良好であり、評価できるものであると判断した。

なお、調査した事項では特に指摘等の問題は見当たらなかったが、一部補足的な説明及び今後の技術向上へ反映できる内容等について工事毎に述べるものとする。

A 平成16年度街路補第3号 栗真海浜線道路改良工事

1 担当部課 都市計画部街路公園課

2 工事概要

(1) 工事場所

白塚町地内

(2) 工事内容

今回の工事監査は、栗真海浜線区間(L=723m、W=16.0~24.0m)のうち近鉄線東側の計画延長約166m(期工事区間)を対象とする。

道路土工

路体盛土

$$V = 290.0(1)$$

路床盛土

$$V = 70.0(1)$$

## 擁壁工

補強土壁工  $V = 7,500.0$  (1)

現場打ち擁壁工  $V = 41.0$  (1)

張りコンクリート工  $V = 139.0$  (1)

## 小型水路工

側溝工  $L = 154.0$  m

## 舗装工

本線車道下層路盤工  $A = 864.0$  m<sup>2</sup>

本線歩道路盤工  $A = 893.0$  m<sup>2</sup>

### (3) 工事請負業者

株式会社建成

### (4) 工事請負金額 74,692,800円(消費税込)

### (5) 工事期間

平成16年9月1日から平成17年2月28日まで

### (6) 工事進捗状況

計画出来高75%、実施出来高71%

## 3 総括所見

平成16年度街路補第3号 栗真海浜線道路改良工事に関する技術調査結果はおおむね良好であった。

## 4 工事着手前における技術調査の着目点

### (1) 工事計画

栗真海浜線は、中勢バイパスを含め4路線ある外郭環状道路の1路線で、鉄道により分断された市街地の一体化を図るとともに、白塚地区において国道23号とアクセスする唯一の道路が鉄道と平面交差することによって生じている渋滞を解消する役割を持つ将来の外郭環状道路として位置づけられる。国道23号と都市計画道路河芸町島崎町線とを、鉄道を立体交差によって結ぶことにより、市内通過交通を分散し、市内各所の渋滞緩和及び鉄道と平面交差していることによって生じている白塚地区の狭溢な道路の渋滞緩和を目的としている。

当路線は、白塚漁港へのアクセス道路であり、市内各所の渋滞が緩和されることにより走行時間が短縮されることから、県内有数の水産加工業の集積地である白塚地区を含めた市全体の経済効果に寄与し、環境面への負担も軽減される。また、白塚地区の狭溢道路を通行することなく緊急車両の進入を可能とすることにより防災上の効果の向上を図る。

### (2) 設計方針

リサイクル材の使用や現場発生土の再利用等、環境に配慮する。

本路線は、近鉄線路を橋梁により横断するため、高盛土区間がある。その区間の盛土方法を道路予備設計において重力式擁壁工、プレキャストL型擁壁工、補強盛土工、大型ブロック積工の4工法の中から施工性、経済性に有利な補強盛土工を選択する。また、道路詳細設計においてテールアルメ工法、テラトレール工法、テンスー工法の3工法の中から、経済性に優れているテラトレール工法にて高盛土区間の施工を行うこととする。

設計方針は適正でありよいと判断した。

### (3) 設計

設計根拠及び準拠した指針は、「道路構造令の解説と運用」(日本道路協会 昭和58年2月)、「補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル」(土木研究センター 平成11年12月)、「道路土工擁壁工指針」(日本道路協会 平成11年3月)、「道路土工排水工指針」(日本道路協会 昭和62年6月)、「防護柵の設置基準・同解説」(日本道路協会 平成10年11月)、「アスファルト舗装要綱」(日本道路協会 平成5年1月)、「道路設計要領」(道路保全技術センター 2000年4月)に拠っていた。

設計交通量は、平日交通量9,000台/日、平日大型交通量400台/日で、道路規格は第4種第2級道路とし、設計速度は50km/hの設計であった。本線車道幅員は7.0mで両サイドに3.5mの歩道を設けていた。また、盛土区間については、左右に幅員5.0mの側道を配置していた。鉄道を立体交差で結ぶため、現状地盤から最大で約6.5mの盛土が必要となり6%勾配で降下する補強土盛土計画であった。

擁壁形式のシミュレーションから123.9m区間をテラトレール工法に決定したとのことであった。壁面傾斜角を1:0.3で下部には厚さ300mmの張りコンクリート工を施していた。延長部分23.3m区間は壁面傾斜角1:0.3の現場打ち小型重力式擁壁としていた。補強土壁並びに重力式擁壁の安定計算は妥当なものであると判断した。

アスファルト合材や基礎砕石等に再生品を使用し、盛り土材料を現場発生土や他の公共工事の発生土を流用するなどのコスト縮減を図っていた。設計内容は全般的に良好であった。

### (4) 積算

積算歩掛は、「積算基準(共通編)」(三重県県土整備部 平成16年7月制定)、「積算基準(道路編)」(三重県県土整備部 平成16年7月制定)、「積算基準(共通編、道路編、河川編)の運用及び参考資料」(三重

県土整備部（平成16年7月制定）によっていた。

単価は、「設計単価表」（三重県 平成16年7月1日制定）、「建設機械等損料算定表」（三重県 平成16年度版）、「建設物価」（建設物価調査会 平成16年7月号）、他に3社以上の業者カタログ、及び見積を採用していた（市独自の低減率はなし）。

ただし、類似品の見積りを取り、三重県単価、建設物価等と比較して低減率を調べ、単価決定しているとのことであった。

数量計算は市担当者が重点的にチェックし、積算者とは別に検算者がチェックして検算をしており、主要工種について重点的にチェックした結果、問題となる点は見当たらなかったため、公共工事としての積算は明示できており、全体として適切な積算方法と内容であると判断した。

#### (5) 契約

契約に必要な書類（契約書、内訳書、着工届、工程表、現場代理人選任届、監理技術者届、資格者証の複写）は完備できており、その内容は適正であった。

監理技術者は、1級土木施工管理技士資格及び監理技術者資格者証を有しており適格者であった。

#### (6) 保険関係

- ・前払金の保証証書の複写が提出できていた。
- ・履行保証保険証券が提出できていた。
- ・労災保険成立証明書の複写が提出できていた。
- ・建退共掛金収納書が提出できていた。
- ・請負業者責任賠償保険証券（5億円/1事故（対人）、1千万円/対物）の複写が提出できていた。
- ・傷害保険加入証明書の複写が提出できていた。

### 5 工事着工後における技術調査の着目点

#### (1) 施工関係

共通仕様書として、「三重県公共工事共通仕様書」（三重県 平成14年7月版）、によっていた。

##### 施工計画書

施工計画書には各工事の施工要領が整理できており、必要事項を項目別に記述しているため、その内容は適切であった。

施工体系図、下請負通知書、契約書、資格者証、工程表等の内容は適切なものであったが、施工体制台帳については下請金額の合計が3,000万円未満であることから整理されていなかった。今後は下請金額に関わら

ず作成するよう要望した。

産業廃棄物は発生しないとのことであった。

安全衛生協議会を組織し、定期的に安全教育を行っているとのことであった。内容はよいと判断した。

使用材料

使用材料承諾願にある各材料の形状寸法及び品質、強度は設計に適合するものであり、よいと認めた。

コンクリートの配合強度、各材料試験及び圧縮強度試験結果は基準値並びに設計基準強度を上回っているのでよいと判断した。

施工管理

品質管理（盛土材、セメント、骨材、コンクリート、鉄筋等の試験成績表）、工事写真、納品伝票等の整理状況はよいと判断した。

工事記録写真、月報、工程等の資料は工事の進捗に応じて整理ができていた。

工事履行報告書（月毎の工程）、立会書（各段階における検査）及び工場立会検査の整理状況はよいと認めた。

出来形

出来形管理図は進捗に応じて整理ができていた。

施工に関する記録、試験、検査、工事記録写真による出来形の内容はよいと判断した。

施工状況

< 工事写真 >

土工、型枠、配筋、盛土材の転圧等の施工状況は全般的に良好であった。

< 現場 >

現場で無作為に箇所を指定し、重力式擁壁の出来形を確認したが規定値を満足していた。

全体的に出来栄はおおむね良好であった。

安全衛生管理

組織図の内容は適切であり、安全衛生協議会の内容及び議事録が整理できており、無事故・無災害で推移しているため、安全管理状況はよいと判断した。

## (2) 工程

工事進捗率は、計画75%に対し実施が71%である。今後は、人手を増やし2工種同時施工により遅れを取り戻し、工期内完成の見込みである。

## (3) 監督

設計、施工、材料等に関して、適時に監督ができていますので、十分監督が行われていると判断した。

(4) 工期変更

現時点ではないとのことであった。

(5) 設計変更

現時点ではないとのことであった。

(6) 技術調査結果の要点

全般的におおむね良好で、特に問題となるところは見当たらなかった。

(7) その他の所見

特になし。

B 平成16年度河改国補第1号 準用河川五六川改修工事

1 担当部課 下水道部排水課

2 工事概要

(1) 工事場所

一身田大古曾地内

(2) 工事内容

【築堤・護岸】(河川工事 L = 39.2 m)

河川土工

掘削工 1,540(1)、埋戻工 190(1)、残土処分 1,200(1)

法覆護岸工

緑化ブロック工 36 m<sup>2</sup>

ブロック積工(1)三重県型 62 m<sup>2</sup>

ブロック積工(2)環境保全型 254 m<sup>2</sup>

(3) 工事請負業者

三重農林建設株式会社

(4) 工事請負金額 35,490,000円(消費税込)

(5) 工事期間

平成16年9月16日から平成17年2月28日まで

(6) 工事進捗状況

計画出来高56%、実施出来高57%

3 総括所見

平成16年度河改国補第1号 準用河川五六川改修工事に関する技術調査の結果は、おおむね良好であった。

4 工事着手前における技術調査の着目点

## (1) 工事計画

準用河川五六川は、流下能力不足のため昭和46年の降雨による氾濫をはじめ度々浸水被害をもたらしている。

そこで、河積断面を確保し流下能力を高め浸水被害を軽減するため、平成2年度に業務委託を行い準用河川五六川改修事業の全体計画協議書を策定し、平成2年12月に建設省（現国土交通省）の承認を受け事業着手した。

第一期事業として、平成2年度から平成7年度まで延長430mの事業を行い、平成7年度に第一期事業を完成した。

また、五六川上流域において平成4年度から開始した約41ヘクタール、戸数674戸の団地開発計画に伴い平成8年度の全体計画協議書の再協議を行った。

再協議の結果を踏まえ、第二期事業（延長990m）について計画変更を行い、平成8年度に着手し事業を進めている。

本工事は、昨年度までに整備済みの部分から第二期事業最上流部のJR北里橋りょう下流部までの約40mの取り付けを行う護岸改修工事であるとのことであった。

## (2) 設計方針

平成9年に河川法が改正され、また、津市においても平成9年度に策定した津市都市マスタープラン及び津市緑の基本計画のなかで、環境保全や親水への配慮を掲げており、それ以降、護岸ブロックには環境保全型ブロックを採用し、魚道を部分的に設け自然との共生を目指し多自然護岸を形成するように配慮している。

昨年度までに環境保全型ブロックを用いて整備した区間においては、護岸に植生がみられ、また水中には数種類の魚や亀等の生息が確認されており、良好な河川環境が確認できたことから、本工事においても環境保全型ブロックを使用する。

また、市民が気軽に河川に親しめるよう、2箇所の階段工と高水敷を利用して親水広場を整備する。

環境配慮及びコスト縮減対策として、護岸ブロックの裏込め材や、道路部の舗装における表層材、路盤材に再生材を使用し、盛土等には発生土を用いる。また、残土については他工事への流用や、仮置きヤードへの搬出を行う。

また、親水広場の整備では、JR関連工事の際に仮線軌道で使用済みの枕木を流用し舗装止として使用する。

設計方針は妥当であると判断した。

### (3) 設計

設計根拠及び準拠指針は、「建設省河川砂防技術基準（案）同解説 設計編」（山海堂）、「美しい山河を守る災害復旧方針（平成14年6月）」（全国防災協会）、「解説・河川管理施設等構造令」（日本河川協会）、「河川生態に関する資料（平成14年6月）」（全国防災協会）、「護岸の力学設計法」（国土開発技術研究センター）、「河川構造物設計要領（平成15年4月）」（中部建設協会）、「道路土工・擁壁工指針（平成11年3月）」（日本道路協会）によっていた。

当該全体計画において、確率降雨量は三重県が昭和58年3月に策定した「津市における確率雨量強度曲線」から算定し、確率年のとり方については、当地域における流域面積及び準用河川の事例等を考慮し1/5年確率を採用していた。また、洪水到達時間についてはクラーク・ヘン式により0.5時間としていた。

流量計算はマニング式を用い、粗度係数 $n = 0.030$ 、河道平均勾配 $I = 1/2000$ で計算し河川断面を決定していた。水理計算書を重点的にチェックした限り特に問題となる箇所は見当たらなかった。

裏込材に再生砕石（RC 40）を採用しており、環境配慮がなされ好ましい。

設計内容は全体的に良好であった。

### (4) 積算

積算歩掛は、「積算基準（共通編）」（三重県県土整備部 平成16年7月制定）、「積算基準（共通編、道路編、河川編）の運用及び参考資料」（三重県県土整備部 平成15年7月制定）、「土木工事数量算出要領」（中部建設協会 平成16年4月）によっていた。

単価は、「設計単価表」（三重県 平成16年4月1日制定）、「建設物価」（建設物価調査会 平成16年6月号）、他に3社以上のメーカー見積の最低価格に建設物価等を参考にして価格スライドを採用していた。

数量計算は市担当者が重点的にチェックし、積算者とは別に検算者がチェックして検算をしており、主要工種について重点的にチェックした結果、問題となる点は見当たらなかったため、公共工事としての積算は明示できており、全体として適切な積算方法と内容であると判断した。

### (5) 契約

重点的に調査した結果、契約に必要な書類（契約書、内訳書、着工届、工程表、現場代理人選任届、主任技術者届）は完備できており、その内容

は適正であった。

主任技術者は、1級土木施工管理技士資格及び監理技術者資格者証を有しており、適格者であった。

#### (6) 保険関係

- ・前払金の保証証書の提出ができていた。
- ・履行保証保険証券が提出できていた。
- ・建退共掛金収納書が提出できていた。
- ・労災総合保険証券の複写が提出できていた。
- ・建設労災補償共済契約証の複写が提出できていた。
- ・請負業者責任賠償保険証券（1億円/1名、3億円/1事故（対人）、7千万円/1事故（対物））の複写が提出できていた。

### 5 工事着工後における技術調査の着目点

#### (1) 施工関係

##### 施工計画書

施工計画書には各工事の施工要領が整理できており、必要事項を項目別に記述しており、その内容は適切であった。

施工体系図、施工体制台帳、下請負通知書、契約書、資格者証、工程表等の内容は適切なものであった。

下請負通知書、工程表等の内容は適切なものであった。

建設リサイクル法関係の書類は整理できておりよいと認めた。今後は再資源化完了報告書を作成するよう要望する。

安全衛生協議会を組織し、定期的に安全教育を行っているとのことであった。内容はよいと判断した。

##### 使用材料

使用材料承諾願にある各材料の形状寸法及び品質、強度は設計に適合するものでありよいと認めた。

コンクリートの配合強度、各材料試験及び圧縮強度試験結果は基準値並びに設計基準強度を上回っているのでよいと判断した。

##### 施工管理

品質管理（セメント、骨材、コンクリート等の試験成績表）書類の整理状況はよいと判断した。

工事履行報告書（月報）、工程等の資料は工事の進捗に応じて整理ができていた。

工事記録写真は工事段階ごとに整理できておりよいと認めた。

仮設工法の安全性の検討ができておりよいと認めた。

出来形

施工に関する記録、試験、検査による出来形の内容はよいと判断した。

施工状況

< 工事写真 >

土工、型枠等の施工状況は全般的におおむね良好であった。

< 現場 >

現場は環境保全型ブロックによる護岸工がほぼ終了した状態であった。

施工状態はおおむね良好であった。

安全衛生管理

安全衛生管理計画、及び組織図の内容は適切であり、議事録（写真含む。）も整理できており無事故・無災害で推移しているため、安全管理状況はよいと判断した。

(2) 工程

工事進捗率は計画が56%、実施が57%で推移しており工期内完成見込みである。目視による限り設計図書並びに施工計画に従って施工されていると判断した。

(3) 監督

設計、施工、材料等に関して、適時に監督ができていますので、十分監督が行われていると判断した。

(4) 工期変更

現時点ではないとのことであった。

(5) 設計変更

現時点ではないとのことであった。

(6) 技術調査結果の要点

全般的におおむね良好で、特に問題となるところは見当たらなかった。

(7) その他の所見

特になし。

C 平成15年度公下補第53号 小森山第1汚水幹線ほか1線築造工事

1 担当部課 下水道部下水道事業課

2 工事概要

(1) 工事場所

高茶屋小森町地内

(2) 工事内容

【小森山工区】

内径350mmヒューム管推進工	152m
内径350mm鋼製さや管推進工	7m
内径350mmヒューム管推進工	126m
内径200mm塩ビ管布設工	70m
組立マンホール設置工	7箇所
塩ビ小口径マンホール設置工	1箇所

【向山工区】

内径300mmヒューム管推進工	89m
内径300mm塩ビ管布設工	145m
内径150mm塩ビ管布設工	7m
組立マンホール設置工	5箇所

(3) 工事請負業者

日本土建株式会社

(4) 工事請負金額

当初契約 100,326,450円(消費税込)

変更契約 112,501,759円(消費税込)

(5) 工事期間

当初契約 平成16年9月22日から平成17年2月28日まで

変更契約 平成16年9月22日から平成17年3月25日まで

(6) 工事進捗状況

計画出来高50.4%、実施出来高45.3%(12月末時点)

3 総括所見

平成15年度公下補第53号 小森山第1污水幹線ほか1線築造工事に  
関する技術調査の結果はおおむね良好であった。

4 工事着手前における技術調査の着目点

(1) 工事計画

小森山第1污水幹線及び向山第1污水幹線は、流域関連津市公共下水道  
事業(雲出川左岸処理区)の一部として、それぞれ平成13年度の認可変更  
による区域拡大を行った第3-3処理分区(15.8ヘクタール)及び第3-  
1処理分区(58.9ヘクタール)内の污水を三重県管理の流域下水道  
幹線(久居中央幹線)まで導く管渠の整備で、今後この区域の下水道普及  
の向上を図るため実施する。

なお、小森山第1污水幹線(第3-3処理分区)については本年度、向  
山第1污水幹線(第3-1処理分区)については平成13年度より事業に  
着手しているとのことであった。

## (2) 設計方針

設計における基本事項として、各種指針等を基に設計を行っているが、それとは別に課統一事項として、設計における基本事項、ルート選定の条件、管渠布設工法の選定、土留工法の選定、管種の選定、管基礎工の選定、耐震設計の方法等コスト縮減対策を踏まえた補足基準を設けて設計を行っていた。

## (3) 調査

### 【小森山工区】

地質調査（ボーリング4箇所）を実施し、標準貫入試験、現場透水試験、室内土質試験と地下埋設物調査を行っていた。

### 【向山工区】

地質調査（ボーリング5箇所）を実施し、標準貫入試験、現場透水試験、室内土質試験と地下埋設物調査を行っていた。

## (4) 設計

設計根拠及び準拠指針は、「下水道施設計画・設計指針と解説 前編」、「下水道推進工法の指針と解説」、「日本下水道協会規格下水道用硬質塩化ビニル管(K 1)」、「日本下水道協会規格 下水道小口径管推進工法用鉄筋コンクリート管(A 6)」、「日本下水道協会規格下水道用硬質塩化ビニル製柵(K 7)」、「土木工事仮設計画ガイドブック( )」、「土木工事仮設計画ガイドブック( )」、「下水道施設の耐震対策指針と解説」、「薬液注入工法の設計・施工指針」、「薬液注入工設計資料」、「道路土工カルバート工指針」、「アスファルト舗装要綱」、「三重県公共工事共通仕様書」、「推進工法用設計積算要領(推進工法用立坑編)」、「推進工法用設計積算要領(小口径管推進工法高耐荷力方式編)」、「推進工法用設計積算要領(小口径管推進工法鋼製さや管方式編)」によっていた。

### 【小森山工区】

今回の工事区間については、推進工法及び開削工法を採用していた。

開削工法は、埋設深さが浅く（土被り0.90～2.53m程度）、地下埋設物が少ない（水道管、既設横断暗渠）箇所に採用されていた。

一方、推進工法は、管底深で2.80mを超える箇所に採用したとのことであった。

なお、今回の工事区間については、工事別路線番号の64、66、78 - 3、78 - 4、86路線が推進工法を採用していた。

86路線については、推進延長7.74mとなりかつ立坑寸法が小さいこと、また、推進にて鋼矢板を切断可能な工法（鋼製さや管方式）を採用してい

た。

64、66路線は道路幅員が狭く民家が密集しており、小型立坑（2000）からの施工となるため発進可能な工法（泥水方式一工程式（高耐荷力方式））を採用していた。

78-3、78-4路線は泥土圧方式であった。

外周道路区間の立坑築造に関しては、鋼矢板工法を使用したとき底盤改良の必要が無く根入長も最低の3.00m程度に収まることから、鋼矢板の残置を考慮しても経済性に勝る鋼矢板工法を採用していた。

立坑番号64-1、66-1及び通過立坑については鋼製方式（ケーシング式）を採用していた。

#### 【向山工区】

今回の工事区間については、推進工法及び開削工法を採用していた。

今回の実施設計範囲の一番南側路線には水路横断が3箇所あり、また、この路線には、内径900mmのミニシールド工法による流域下水道が竣工済みであるため、今回設計路線の計画に当たり、上記内容を考慮し、縦断計画の検討を行っていた。

また、縦断検討により工法の分類を、開削工法区間は掘削深2.50m以下、推進工法区間は掘削深3.01m以上、工法検討区間として掘削深2.51～3.00mを想定し検討を行っていた。

今回の工事区間の沿線には事業所が多数あり常時大型車両が通行するため、大型車両の通行可能な幅員を確保しつつ施工可能な立坑の検討を行い、小型立坑からの施工としていた。

また、推進工法については、施工性・経済性から、小型立坑から推進可能な工法（泥水方式一工程式（高耐荷力方式））を採用したとのことであった。

使用材料については、再生材（RC40、再生密粒度アスコン）、高炉セメントを使用していた。

下水道事業課としてコスト縮減対策を進めており好ましい。

耐震設計報告書によると、液状化判定及び耐震設計も行われており何れも許容値を満足していた。重点的にチェックした限りでは特に問題となる箇所は見当たらなかった。設計内容は全体的に良好であると判断した。

#### (5) 積算

積算根拠資料として、「推進工法用設計積算要領（推進工法用立坑編）」、「推進工法用設計積算要領（小口径管推進工法 高耐荷力方式編）」、「推進工法用設計積算要領（小口径管推進工法 鋼製さや管方式編）」、「推進工事用

機械器具等損料参考資料(損料参考資料)」、「積算資料 推進工事用機械器具等基礎価格表」、「建設物価 推進工事用機械器具等基礎価格表」、各種工法協会積算資料(各工法)、「設計単価表」(三重県 平成16年11月1日改訂)、「建設物価」(2004年7月号)、「積算資料」(2004年7月号)等から採用していた。他に3社以上のメーカー見積の最低価格を採用していた。

数量計算は市担当者が重点的にチェックし、積算者とは別に検算者がチェックして検算をしており、主要工種について重点的にチェックした結果、問題となる点は見当たらなかったため、公共工事としての積算は明示できており、全体として適切な積算方法と内容であると判断した。

#### (6) 契約

契約に必要な書類(契約書、内訳書、着工届、工程表、現場代理人選任届、監理技術者選任届、資格者証の複写)は完備できており、その内容は適正であった。

監理技術者は、1級土木施工管理技士資格及び監理技術者資格者証を有しており適格者であった。

#### (7) 保険関係

- ・前払金の保証証書の複写が提出できていた。
- ・履行保証保険証券が提出できていた。
- ・建退共掛金収納書が提出できていた。
- ・労災保険加入証の複写が提出できていた。
- ・建設労災補償共済契約証の複写が提出できていた。
- ・作業用自動車保険証券の複写が提出できていた。
- ・請負業者責任賠償保険証券(5億円/1名、50億円/1事故(対人)、1千万円/1事故(対物))のコピーが提出できていた。

しかし、履行保証保険証券の保証金額、作業用自動車保険証券の保険期間が変更契約の内容を満足していないため、確認するよう要望する。

### 5 工事着工後における技術調査の着目点

#### (1) 施工関係

官公署への提出書類は整備できておりよいと判断した。

##### 施工計画書

施工計画書には、各工種の施工要領が段階毎に整理できており、必要事項を項目別に記述している。その記述内容は、適切であった。

施工体制台帳、施工体系図、下請負通知書、契約書、資格者証、工程表、注文書等の内容は、適切なものであった。

産業廃棄物処理計画書（委託契約書、承諾書、受入れ承諾書、収集運搬業許可証、処分業許可証、運搬経路図）が整理できておりよいと判断した。

マニフェストについても整理できており書類の管理は、良好であった。

なお、仮設工の検討書で、両発進部の矢板の変位計算結果によると、矢板上部の変位がかなり多いので、安全性を含めて付近に影響を与えないよう検討を要望した。

#### 使用材料

使用材料承諾願にある各材料の形状寸法及び品質、強度は、設計に適合するものでありよいと認めた。

コンクリートの配合強度、各材料試験及び圧縮強度試験結果は、基準値並びに設計基準強度を上回っているのよいと判断した。

#### 施工管理

品質管理（セメント、骨材、コンクリート等の試験成績表）、納品伝票等の整理状況はよいと判断した。工事履行報告書（月報）、工程、工事写真、各段階における検査等の資料は工事の進捗に応じて整理ができていた。

工事記録写真は工事段階ごとに整理できておりよいと認めた。

#### 出来形

出来形管理図は進捗に応じて整理ができていた。

施工に関する記録、試験、検査、工事記録写真による出来形の内容はよいと判断した。

#### 施工状況

##### < 工事写真 >

施工状況は全般的に良好であった。

##### < 現場 >

現場は推進工の作業中であった。一方、台風で落橋した箇所を踏査したところ、十分な安全対策がなされていたが、道路を分断しており付近に民家もあることから、今後の施工においても、十分注意し施工を行われない。

道路に面して工事関係の標識掲示がなされており好ましい。

現場の施工状態はおおむね良好であった。

#### 安全衛生管理

安全衛生管理計画、及び組織図の内容は適切であり、無事故・無災害

で推移しているので、安全管理状況はよいと判断した。

(2) 工程

工事進捗率は12月末の時点で計画50.4%に対し実施45.3%程度であった。目視の限り設計図書及び施工計画に従って施工されており、工期内完成見込みである。

(3) 監督

書類については、監督員記録簿が未整理であり、また監督員の指摘改善事項（改善前後の写真及び記録）が見当たらなかったため、工事中であってもその都度整理するよう要望した。

設計、施工、材料等に関しては適時に監督ができていたので、十分監督が行われていると判断した。

(4) 工期変更

平成16年12月27日に工期変更を行っていた。

(5) 設計変更

平成16年12月27日に設計変更を行っていた。

(6) 技術調査結果の要点

全般的におおむね良好で、特に問題となるところは見当たらなかった。

(7) その他の所見

特になし。